

判決年月日	平成23年10月24日	担当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事 件 番 号	平成23年（行ケ）第10021号		
○ 拒絶査定不服審判請求において、独立特許要件がないとして補正を却下とした審決が、独立特許要件の判断に誤りがあるとして、取り消された事例			

（関連条文）特許法159条1項，同法53条1項，同法17条の2第6項，同法126条5項，同法29条2項

（要旨）

本件は，原告が名称を「積層材料，積層材料の製造方法，積層材料のヒートシール方法および包装容器」とする発明につき特許出願をしたが，拒絶査定を受けたので，これに対する不服の審判請求をし，その中で特許請求の範囲の変更等を内容とする手続補正（本件補正）をしたところ，特許庁が本件補正を却下した上，請求不成立の審決をしたことから，これに不服の原告がその取消しを求めた事案である。

争点は，本件補正が独立特許要件（進歩性）を有するかであるが，本判決は，下記のとおり，原告の主張する取消事由はいずれも理由があるから，独立特許要件がないとして本件補正を却下した審決は誤りであると判示して，審決を取り消したものである。

記

本願補正発明と引用発明1との相違点が，審決が認定したとおり，「導電性層が，本願補正発明は，『高周波』誘導加熱により熱を発する『無電解メッキ薄膜』層であるのに対し，引用発明1は，高周波誘導加熱によるかは明らかでない誘導加熱により熱を発する『アルミ箔層』である点」（審決7頁21～25行）であることは，当事者間に争いがない。

この点に関し，審決は，・・・，要するに，周知技術を適用することにより，高周波誘導加熱するための高周波磁束により渦電流を発生させ発熱体となる導電性層として，引用発明1の「アルミ箔層」に代えて，「非磁性基材上に無電解メッキ法等により磁性メッキ層を形成したもの」を用いることは当業者が容易に想到し得た，と判断している。

ところで，・・・，引用発明1の「アルミ箔層」とは，流動性食品などの内容物を充填する包装容器を形成するために使用される管状ウェブである多層構造体の一層であり，この多層構造体は内側から順にポリエチレンフィルム層，接着剤層，アルミ箔層，紙層及びポリエチレンフィルム層を積層したものであることから明らかなとおり，紙を構成に含むものであって，本願補正発明と同じく，アセプチック包装やチルド包装の容器にも用いられるものである。

しかし，引用発明1には，ウェブのアルミ箔に渦電流を流すことで，誘導加熱による熱を発生させ，この熱でポリエチレンフィルム層を熔融させてウェブを横シールすることは記載されているものの，ウェブのアルミ箔層に代えて，他の材料を使用することに関する

記載や示唆を見出すことはできない。

一方、審決が周知事項、周知技術と指摘する甲 1 4、甲 4 及び甲 5 文献には、無電解メッキによって高周波誘導加熱層を有する材料を製造できることは記載されているものの、これらの文献はいずれも電磁加熱式調理器具などに用いられる発熱体に関するものであって、これらの文献に記載された技術的事項を、紙を積層した多層材料から形成される包装材料の技術に適用することについては何ら示唆がなく、またアルミ箔に代えて無電解メッキ薄膜を用いることについても何ら記載がない。

特に、甲 4 及び甲 5 文献にはメッキ層の基材としてアルミニウムが記載されているから、アルミニウム層に代えて、アルミニウム基材上にメッキ層を設けた材料を適用すると考えると矛盾が生じ、さらに、アルミニウム箔よりもアルミニウム基材に無電解メッキ層を設けた方がコスト削減、生産性向上、省エネルギーであるなどとする根拠は存在しない。

しかも、本願補正明細書（甲 1 2）の段落【0004】には本願補正発明の無電解メッキ薄膜層は金属箔を含まないことが明記されているから、仮に引用発明 1 に甲 4 及び甲 5 文献の技術的事項を適用しても、本願補正発明になるとはいえない。

以上のとおり、高周波誘導加熱するための高周波磁束により渦電流を発生させ発熱体となる導電性層として、「アルミ箔層」に代えて、「非磁性基材上に無電解メッキ法等により磁性メッキ層を形成したもの」を置換することは、引用発明 1 の属するところの紙を積層した多層材料から形成される包装材料の技術分野において周知技術であるとはいえない。

したがって、引用発明 1 に甲 1 4、甲 4 及び甲 5 文献を適用することによって、本願補正発明が容易に発明し得たとする審決の判断には誤りがあることになる。